

おしらせHOTコーナー 案内

市議会新正副議長決まる！

平成21年第1回八潮市議会臨時会(9月29日)において、新たな正副議長が選出されました。



議長 瀬戸知英子氏(58歳)
住所 八潮4-16-5
経歴 市議会議員3期目
建設水道常任委員会副委員長



副議長 森 伸一氏(49歳)
住所 緑町5-30-13
経歴 市議会議員3期目
総務文教常任委員会委員長
外環・東埼玉道路周辺対策特別委員会委員長
総務文教常任委員会副委員長
建設水道常任委員会副委員長
外環・東埼玉道路周辺対策特別委員会副委員長

監査委員の選任

(議会選出) 吉田 準一氏(南後谷)
(任期 平成21年9月29日～平成25年9月27日)

教育委員会委員の任命(再任)

秋山 孝一氏(中央二)
(任期 平成21年10月1日～平成25年9月30日)

地上デジタル放送を視聴するために
今現在のテレビ放送(地上アナログ放送)は、平成23年7月24日に終了します。それ以降、アナログテレビをお使いの方は、テレビ放送(デジタル放送)を受けるためには、改修工事を行う前に助成申請をする必要があります。また、助成の申請期間は、平成22年1月15日までです。問 デジタル放送推進協会ホームページ <http://www.digitv.jp/>

集合住宅等の共同テレビ受信施設の改修費用への助成制度
集合住宅等(アパート、マンション)の共同テレビ受信施設を地上デジタル放送に対応するように改修する際、費用負担が過重(世帯当たりの負担額が3万5000円以上)となる場合に、その費用の一部(最大で2分の1)を国が助成する制度がスタートしています。
助成を受けようとする場合は、改修工事を行う前に助成申請をする必要があります。また、助成の申請期間は、平成22年1月15日までです。問 デジタル放送推進協会ホームページ <http://www.digitv.jp/>

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間
11月15日(日)～21日(土) 午前8時30分～午後7時(15日・21日は午前10時～午後5時)
相談専用電話 ☎0570・070・810
(全国共通)
⑩ 秘密は厳守します。※相談員は法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会男女共同参画社会推進委員 問 さいたま市方法務局人権擁護課 ☎048・863・9589

自動車運転はエコドライブで!
11月は「エコドライブ推進月間」です。県では、地球温暖化防止と大気環境改善のため環境にやさしい自動車の運転方法であるエコドライブの普及を推進しています。皆さん、ぜひエコドライブを実践してください。
エコドライブの方法
① ふんわりアクセル
② 加減速の少ない運転
③ 早めのアクセルオフ
④ エアコンの使用を控える
⑤ アイドリングストップ
⑥ 暖気運転は適切に
⑦ 道路交通情報の活用
⑧ タイヤの空気圧をこまめにチェック
⑨ 不要な荷物は積まずに走行
⑩ 駐車場に注意
問 県青空再生課 ☎048・830・3063

離職によって住宅等にお困りの方へ 《臨時相談会開催》

平成21年10月から、離職者であって就労能力および就労意欲のある方で、住宅等にお困りの方を対象として、6月間を限度として住宅手当を支給するなどの支援が始まっています。次のとおり、「住宅手当緊急特別措置補助金等臨時相談会」を開催しますので、支給対象者の要件を確認のうえ、ぜひ、相談にお越しください。

- 日 11月22日(日) 午前9時～正午・午後1時～4時
- 場 市役所2階第2会議室
- 内 事業の説明、住宅手当の申請、住宅確保の手続き、就職活動など

住宅手当の支給対象者(以下の要件すべてに該当する方)

- ① 2年以内に離職した方
- ② 離職前に、自らの労働により賃金を得て、主として世帯の生計を維持していた方
- ③ 就労能力および常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みを行う方
- ④ 住宅を喪失している方、または喪失する恐れのある方(喪失する恐れのある方は下記⑤および⑥の要件に該当し、賃貸住宅等に入居している方)
- ⑤ 原則として収入のない方。一時的な収入がある場合、または生計を一同とする同居の親族の収入がある場合には、支給申請日の月の収入見込額の合計が次の金額以下であること。
・単身世帯 8万4000円 ・複数世帯 17万2000円
- ⑥ 生活を一同とする同居の親族の預貯金の合計が次の金額以下であること。
・単身世帯 50万円 ・複数世帯 100万円
- ⑦ 国の住宅喪失離職者等に対する雇用施策による貸付または給付(就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業等)、自治体実施する類似の貸付または給付等を受けていない方

※手当の支給期間中は、住宅確保・就労支援員の指導により、常用就職に向けた就職活動を行っていただきます。

※相談日以外でも平日の業務中に住宅手当緊急特別措置事業に関する相談を受け付けています。

問 商工観光課 ☎3336

全国秋の火災予防運動

11月9日(月)～11月15日(日)

『消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子』

この運動は、火災予防思想を一層広めることで火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減らし、財産の損失を防ぐことを目的としています。

【重点目標】

- 1 **住宅防火対策の推進**
条例により義務化された住宅用火災警報器を設置しましょう。
※悪徳な訪問販売員による被害が各地で多発しています。十分注意しましょう。
- 2 **放火火災防止対策の推進**
ゴミは収集日に出すことを徹底し、家の周りに新聞、雑誌など燃えやすいものは置かないようにしましょう。
- 3 **特定防火対象物等における防火安全対策の徹底**
夜間において火災が発生した場合を想定した消火、通報および避難訓練を実施し、協力体制を築きましょう。

【住宅防火 いのちを守る 3つの習慣・4つの対策】

3つの習慣

- ☆ 寝タバコは、絶対やめる。
- ☆ ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ☆ ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ☆ 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ☆ 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ☆ 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する。
- ☆ 高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

問 消防本部予防課 ☎996-0134

